

小田原市自治基本条例 骨子案たたき台

0. 前文

0-1: この条例の趣旨(下記0-2, 0-3)が分かりやすく伝わるような、なめらかであり長くない前文とします。

0-2: 地方自治・民主主義の「これまでの100年」と「これからの100年」の大きな転換点にある中で、前例にとらわれることなく、自治の進め方を変えていくことが求められているという時代認識を共有します。

0-3: 「小田原市のこれからの100年」を築いていくために、小田原市の様々な自治の担い手は、対話し、信頼し合い、連携し、それぞれの持ち味を発揮していきます。それらの担い手が、小田原市を、より住み続けたいと思えるまち、より幸福感をもって暮らせるまちにしていく、そういうまちづくりを連綿と続けていくためのよりどころとして自治基本条例をつくりま

【説明】

◇0-2: 『『これまでの100年』と『これからの100年』の大きな転換』とは、明治維新以降、官が中心に公共を支えていた社会のあり方を、持続可能なまちづくり(いつまでも住み続けたいまち、住み続けられるようなまちをつくっていく)のために、市民も主体的に公共を支えていく社会に転換していくという意味です。

< 第24回検討委員会(7/9)からの主な変更点 >

- ①0-2 に、「前例にとらわれることなく、自治の進め方を変えていくことが求められている」を追加。
- ②0-3 中の、「まちづくり」→「自治」に変更。

1. この条例の基本的な考え方

（この条例の目指すもの（目的））

1-1: 小田原市を、いつまでも住み続けたいまち、住み続けられるまちとしていくための自治の基本的なあり方を示します。

1-2: 小田原市の様々な自治の担い手の役割を示し、それぞれの持つ力を存分に発揮しやすくします。

（この条例の一貫した考え方（原則））…「市民自治」と「協働」

1-3: 「市民自治」とは、市民が、小田原市の現在と未来をつくる担い手として主体的に考え・行動すること。

1-4: 「協働」とは、小田原市の自治を担う様々な主体が、責任を担い、お互いの尊重と信頼関係を基本に、力を存分に発揮し合い、時と場合に応じて、任せ合い、支え合いながら、**幸せなまち、住み良いまちをつくり上げるために協力し合っていくこと。**

（この条例の位置付け）

1-5: この条例は、これからの小田原市の自治の基本的な考え方と進め方を示すものです。したがって、今後の小田原市の自治は、この条例を最大限尊重して進めていくこととなります。

1-6: 市の条例や規則をつくったり、変更したりする際には、この条例の趣旨を踏まえて整合を図ることとします。

【説明】

◇1-4: 「協働」という用語について、今回は、本市の総合計画でも使われるような意味よりも広くとらえている。したがって、混乱を避けるために、別の表現（「公共の分任」など）を使うことも考えた。しかし、これ以上ふさわしい言葉はないと考え、「協働」を使うこととした。

*次期総合計画の検討においては、協働を『公共の利益を図るための同じ目的を持った複数の主体が、対等の立場でお互いを認め合い、それぞれの役割と責任を担いながら協力すること』と定義している。（現在、両案の整合性を、関係セクションで調整中。100721 現在）

<第24回検討委員会(7/9)からの主な変更点>

①1-1 は、前回資料の 1-1 と 1-3 を統合（内容が似通っていたため）。

②1-1 中の、「持続可能」という言葉を「いつまでも住み続けたいまち、住み続けられるまちとしていくための」に置き換え。

③1-4 に、「責任を担い」を追加。

⑤1-4 の、文章の結びの部分「ともに一つの仕事をやり遂げること」→「幸せなまち、住み良いまちをつくり上げるために協力し合っていくこと。」に変更。

⑥1-5 中の、「先導的」を議論にあった「道筋、ルール」との置き換えを検討し結果として「基本的な考え方と進め方」に変更。

⑦1-6 を追加。

2. 市民

(小田原市の自治(本条例)における「市民」とは)

2-1: この条例の「市民」とは、小田原市の自治の担い手となりうるもの(個人と団体)をいいます。つまり、小田原市に住む人、小田原市で働く人、学ぶ人、活動をする人、事業や活動を行う団体を含みます。

(市民の役割)

2-2: 市民は、小田原市の自治を支える当事者として、それぞれの持てる力や時間を活かし、自らの行動に責任を持ちつつ、自発的に、まちづくりに関わることに努めます。

2-3: 市民は、小田原市の自治を支える当事者として、自分達で(自ら)解決することがふさわしい課題は、自分達で(自ら)解決することに努めます。

2-4: 市民は、自分達で(自ら)解決できないような課題に関わる地域活動や市民活動を市民自身が支え、応援していくことに努めます。

2-5(a): 子どもは、将来、小田原市の自治を主役となって支える大切な担い手です。市民、議会、行政は、子ども達が、自治の担い手となっていくための多様な学びの機会を得られるように努めます。

2-5(b): 市民は、子どもはまちの将来を支える大切な担い手だということを認識し、子どもが公益性を身に付け、愛郷心を育むことができる機会の創出を心がけるとともに、自らも率先して子どもの手本となることに努めます。

2案で用意しています

【説明】

◇2-1: 「市民」について

- ・小田原市に住む人: 地方自治法上の住民(個人)。小田原市に住民登録をしている人、外国人登録をしている人。
- ・事業や活動を行う法人: 主たる事務所を置く法人事業者(自治法上は住民)と、小田原市に事業所(活動の場・拠点)を置く法人事業者、及び、地域活動団体と市民活動団体。

◇2-2~2-5: 「市民の役割」とは、自治の担い手としての市民に期待される役割です。また、市民には、様々な状況にある人々がいます。ここに書かれたことを、できない人にまで強要するというものではありません。できる人が、できる時に、できることをし合って支えあうことも、これからの自治で重要なことです。

◇2-5: 本条例での「子ども」の定義について

- ・子ども = 小田原に居住している16歳未満の人(義務教育まで)

< 第24回検討委員会(7/9)からの主な変更点 >

- ①2-1 は、補足していた文章も含めて本文に整理。あわせて、法人格のない活動団体も含ませるため「法人」→「団体」に変更。
- ②2-2,2-3,2-4 については、前回資料の2-2を膨らませつつ3分割し、2-3,2-4を追加。
- ③2-3の趣旨は「自分たちで出来ることは自分たちで解決する」。2-4の趣旨は「地域活動や市民活動を応援する」。
- ④2-5を追加。子どもについての(b)案は委員の意見をより反映させている表現として用意しました。2案選択若しくは統合でご検討ください。

3. 地域活動と市民活動

3-1. 地域活動

（地域活動の価値（意義））

3-1-1: 同じ地域に住む人が、顔の見える中で、お互いの役に立ち、支え合い、感謝し合う関係を築くことが、安心感と幸福感のある地域をつくりあげます。また、同じ地域に住む人が、協力して、まちづくりに参加し、地域で解決することがふさわしい課題を解決していくことが、まちづくりを担う当事者としての行動や意識を育み、これからの市民自治の裾野を広げます。

（地域活動の実践と支援）

3-1-2: 地域には、福祉、環境、防災、健康等に関わる様々な地域活動があり、それぞれが地域住民に欠くことのできない活動を行っています。

3-1-3: 数ある地域活動の中でも、自治会は、市のまちづくりを各地域で担う主体として、住民同士の交流と親睦を促進する役割を持つとともに、身近な暮らしに関わる様々な課題解決に取り組み、自治を実践しています。

3-1-4: 市民、行政を始めとする様々な主体は、各種地域活動団体の活動の円滑化・活性化のために、地域の実情に合った支援を行います。

【説明】

- ◇表題：3では、自治の担い手（活動団体等）ではなく、活動をベースに書いているので、カッコ書きの「コミュニティ」は、表題からは取ります。
- ◇「行政」という言葉は、市役所以外の広い意味を持つため、「市役所」「市の執行機関」等の言葉に置き換える必要があります。

< 第24回検討委員会(7/9)からの主な変更点 >

- ①「地域自治活動」→「地域活動」に変更。
- ②この章は、「3-1-1 地域活動の価値」、「3-1-2 で地域には様々な活動があることの確認」、「3-1-3 自治会が重要な主体であること」、「3-1-4 で様々な活動を様々な主体が支援」の4つの構成になっています。(前回資料から、一部文章を変更していますが、全体の考え方に変更はありません。)
- ③3-1-1 は、2つの視点（「顔の見える関係で、お互い支え合っていく」「地域で解決するにふさわしい課題は地域で解決」）で再整理。さらに「市民自治の裾野の広げていく」という内容を追加。

3-2. 市民活動

（市民活動の価値（意義））

3-2-1: 市民が、それぞれの関心や問題意識に基づき、自発的に、まちづくりに参加し、公共的課題の解決につながる活動や交流活動を行うことは、豊かで魅力と活力にあふれるまちをつくりあげます。

（市民活動の実践と支援）

3-2-2: 市民活動団体は、共通の関心や問題意識を持つ市民の思いが重なり合う場であり、市のまちづくりを課題別に担う主体として活動しています。

3-2-3: 市民、行政をはじめとする様々な主体は、それぞれの持つ資源を有効に活用し、市民活動の円滑化・活性化のための支援を行います。

【説明】

< 第24回検討委員会(7/9)からの主な変更点 >

- ①3-2-1 中に、「公共的課題の解決につながる活動や交流活動」を追加。
- ②3-2-3 の主語を「行政」→「市民、行政をはじめとする様々な主体」に変更。
- ③前回資料にあった「中間支援組織」に関する部分は、「3-3 様々な活動の連携」へ移動（「3-3-2 の場作り」及び「3-3-3 コーディネーター」）

3-3. 様々な活動の連携

（連携の必要性（意義））

3-3-1: 地域活動・市民活動等を実践する団体・個人及び行政（以下、「活動の実践者」という）は、まちづくりの取り組みを効果的かつ継続的に進めていくため、それぞれの持っている情報やノウハウを持ち寄り、重ね合わせ、活かし合うことが必要です。

（情報共有、交流と対話）（3-2、6-3の内容を統合）

3-3-2: 活動の実践者が、連携し、協力し合える関係をつくるためには、まず、まちづくりに関する情報共有の仕組みが必要であり、さらに、人と活動・活動と活動が出会い、交流と対話により信頼関係を築くための場づくりが必要です。

（コーディネート）（3-2、6-3の内容を統合）

3-3-3: 活動の実践者は、各地域で様々な活動を行う人や団体の連携・交流を促進していくための取り組みを行うとともに、連携・交流を促進していくための人材（コーディネーター）の発掘・育成に努めます。

【説明】

< 第24回検討委員会(7/9)からの主な変更点 >

- ①この章の考え方を、「地域活動と市民活動の連携」から、「地域活動どうしの連携なども含めた様々な活動の連携」に変更したため、タイトルを「様々な活動の連携」に変更。
- ②3-3-1の主語を、タイトルにあわせて「地域活動・市民活動等を実践する団体・個人及び行政」と広くし、それらを「活動の実践者」として定義。
- ③3-3-1で記述する「連携の必要性」を、「まちづくりの取り組みを効果的かつ継続的に進めていくため」、「それぞれの持っている情報やノウハウを持ち寄り」、「重ね合わせ、活かし合う」という点で再整理。
- ④3-3-2,3-3-3は、「3-2の中間支援組織」の考え方と、「6-3」中の“まちづくりの担い手同士をつなぐコーディネーター”の内容を統合して再整理。
- ⑤3-3-2の視点は、「情報共有の仕組み」と「交流と対話の場づくり」の必要性。
- ⑥3-3-3の視点は、「取り組みの実践」と「コーディネーターの発掘と育成」
- ⑦3-3-3: 後段の下線の部分の主語が、「活動の実践者」で良いかどうか。主語は行政であるべきなのか。検討委員会での検討をお願いします。

3-4. 自治の担い手の育成 (6-4 から移動)

3-4-1:市民(事業者は市民に含まれる)、地域活動団体、市民活動団体、議会、行政は、地域や学校、職場等で、自治の担い手を発掘・育成していくための様々な取組を進めるとともに、自治を学ぶための機会を積極的につくり、提供していくことが求められています。

【説明】

<第24回検討委員会(7/9)からの主な変更点>

- ①この章は、「6-4 まちを担う人材の育成」から移動。
- ②3-4-1の視点は、「自治の担い手を発掘・育成していくための様々な取組」と「自治を学ぶための機会づくり」の重要性。

4. 議会

（議会とは）

4-1: 議会は、市民の代表として選挙で選ばれた、高邁かつ多様な考え方、志を持つ議員の集まりです。議会の主な役割は、議案の審査等を通じて行政の活動を監視したり、自ら条例を制定することにより政策提案することなどです。

（議会・議員へのさらなる期待）

4-2: これからの議会・議員は、議会報告などにより、市の状況を分かりやすく市民に知らせるとともに、市民との直接対話、交流の機会を多くつくり、多様な市民の意見を聞き、それらを議会の議論に生かしていくことが期待されています。

4-3: これからの議員には、それぞれの視点からまちの課題を発見し、その論点と解決策を市民に示すことで、市民が、これまで以上に市政への関心を持つことが期待されています。

（議会・議員への支援・協力）

4-4: 議会や議員一人ひとりの活動をより充実したものとするために、様々な支援や協力が望まれています。

【説明】

< 第25回検討委員会(7/23)からの主な変更点 >

- ① 「心構え、気構え、気位、それが議員の原資」という趣旨を盛り込むため、4-1に「高邁かつ」、「志を持つ」を追加。
- ② 4-2: 「市の状況を市民に知らせる」「多様な市民意見を聞き、議会の議論に生かす」という内容で整理。
- ③ 4-3: 「まちの課題を発見し、市民に提示する」という内容で整理。
- ④ 4-4 にあった「サポート」→「様々な支援や協力」に変更。議論にあった「情報提供」も含めて様々な主体から様々な支援が考えられるため、あえて、「支援者、協力者は誰々である」という定義をしていません。

5. 行政

5-1. 市長の役割

（市長の役割）

5-1-1: 市長には、市政を先導していくという重要な役割があります。市長は、市政の課題と解決の道筋を分かりやすく示（説明）した上で、市民、議会とともに市政運営を考え、合意を図り、行政の組織を動かしながら具体策を実行していくことが求められます。

5-1-2: 市長は、市政運営に関わる強い権限を持っています。市民、議会の声に耳を傾けながらその権限や組織を有効に使って、長期的な視点に立って、公正な市政運営を進めていくことが求められます。

【説明】

< 第25回検討委員会(7/23)からの主な変更点 >

- ①5-1-1: リーダーシップの実現方法をより分かりやすい表現に変更。
- ②5-1-2: 「長期的な視点で取り組む必要がある」という趣旨を追加。

5-2. 行政の役割（行政組織・市職員の役割・あり方）

（行政のあり方）

5-2-1: これからの行政には、組織の力や社会的信用力を活かし、市民の立場に立って政策の実現を毅然とした姿勢で進めていくとともに、市民の持つ様々な力をまちづくりに活かしていくために、人や活動をつないだり、支えたりするなどの新たな役割も求められています。

5-2-2: 長い時間をかけて作り上げられたこれまでの行政のあり方を、協働を基本とする行政へと転換していくためには、これまでの仕事のやり方（進め方）など、行政の体質改善を着実に進めていく必要があります。

5-2-3: 行政組織や職員が、市民に期待されながら存分に力を発揮していくためには、様々な市民参加・協働の具体的取組の積み重ねを通じて、市民との信頼関係の構築と職員の実践的能力の向上を図っていく必要があります。

【説明】

- ◇従来からの権力行政（規制行政、指導行政など）に、新たに協働型行政を加えるという考え方
- ◇「人や活動を繋いだり、支えたり」＝仲介のスペシャリストとしての機能。
- ◇市の職員には、先導者たる気概を持って欲しい（金井委員）
- ◇人事異動によって、せっかく築かれた市民との信頼関係を一から作り直さなければならないといった無駄をなくしていきたい。

< 第25回検討委員会(7/23)からの主な変更点 >

- ①5-2-1: 「ゆるぎない姿勢」という表現に「市民の立場に立って」という説明を追加。（表現は「毅然とした姿勢」に変更。）
- ②5-2-2: 「着実に進んでいく」ものを、「行政の仕事のやり方や進め方などの体質」として明記。

6. 自治を創造する仕組み

6-1. 情報の共有と活用

6-1-1: 市民、地域活動団体、市民活動団体、議会、行政は、自治の創造、みんなの幸せ、まちの元気のための情報を、双方向に発信し合い、共有し、活用していきます。

6-1-2: まちづくりに関する情報は、必要とするところに適切に届けられ、必要とする人が容易に取得できるようにすることが必要です。

6-1-3: 個人に関する情報は、適切な管理が行われるという前提のもとで、円滑な地域活動や市民活動のために有効活用できることが望まれています。市民が個人情報を安心して提供できる環境づくりを進めていく必要があります。

【説明】

◇6-1-3: 「市民が個人情報を安心して提供できる環境づくり」とは、仕組みや制度をつくるだけでなく、信頼関係をつくっていくことも含まれます。

<第25回検討委員会(7/23)からの主な変更点>

- ①6-1-1: 語句を入れ替えることで分かりやすく整理。「公共性の高い情報」は、定義が難しいことから削除。
- ②6-1-3: 「円滑な地域活動等のために個人情報が安心して提供される環境づくり」という趣旨になるように再整理。

6-2. 市民参加

（市民参加の意義）

6-2-1:市民参加とは、多様な市民の意見を市政に反映するために行うものであり、さらに、参加した市民が、情報を共有し、他者と対話し、行動し、自らを振り返ることで、自治を担う当事者としての力を互いに高め合うための機会でもあります。

（市民参加の方法）

6-2-2:市のまちづくりに、より多くの市民が参加できるようにするためには、市民参加の実践での学びを活かしながら、課題や時に応じた新しい市民参加の方法を開発したり、より多くの市民の参加を促す方法を工夫したりすることが求められます。

【説明】

◇この章の「市民参加」とは、市民意見を市政に反映させることを言います。（例えば、「海岸清掃などを通してのまちづくりへの参加」のような市民のまちづくり活動への参加は、「3章 地域活動と市民活動」で定義します。

◇市民参加は、市民の権利と言えるものです。しかし、ここで言う「権利」とは「やりたい人が出来ること。いまやっていない人がやるきっかけを作ること」という前向きな「権利」であるべきで、通常「権利」という言葉から想起されるものとは若干意味が異なります。そのため、骨子案の中では、あえて「権利」という言葉は使用していません。

◇6-2-2:小田原市では、これまでもトライフォーラムなどの方法で市民参加の方法を模索してきました。自治基本条例検討委員会が採用した「オープンスクエアと検討委員会の併走方式」も、その一つです。オープンスクエアで出されたたくさんの市民意見を検討委員会で検討し、より多くの意見を吸収した市民原案を作り上げます。

<第25回検討委員会(7/23)からの主な変更点>

①6-2-1:「AだけでなくB」→「Aであり、さらにB」という表現に変更。また、「育っていく機会」→「高めあう機会」に変更。

②6-2-3:ここで表現していた「検討委員会へのオープンスクエア的な手法の導入」は、表現が難しいことと、全ての検討委員会に画一的に導入するかどうかは検討が必要なことから、削除。ただし、オープンスクエアという市民参加の手法については、【説明】の中で記載。

6-3. 住民投票

6-3-1:市のまちづくりの重要な課題に関して、広く情報共有を図り、多様な市民の参加と十分な議論によって解決方法を検討してもなお、市としての意思決定の方向性が定まらない場合、市長及び議会は、住民全体の意見分布状況を確認するために、住民投票を行うことができます。

6-3-2:住民投票は、市政の重要な決定に関わるものであり、その結果は十分に尊重されるものなので、住民投票を実施する場合は、住民の判断材料となる情報を公正に提供しなければなりません。

6-3-3:住民投票を実施する場合の投票権者や実施方法、結果の取り扱いなどについては、その案件ごとに条例によって定めることとします。

【説明】

<この章の考え方>

①6-3章は、次の考え方でまとめています。

・6-3-1 住民投票の可否。

重要な課題に関して、広く情報共有を図り、多様な市民の参加と十分な議論によって解決方法を検討してもなお、市としての意思決定の方向性が定まらない場合、市長と議会は住民投票を行うことが出来る。

・6-3-2 住民投票結果の尊重と、十分な判断材料の提供

住民投票の結果は十分に尊重されること。また、住民投票を実施する場合は、住民の適切な判断材料となる情報を示すこと。

・6-2-3 案件ごとに別途条例化すること

住民投票を行うことのできる投票権者や実施方法、結果の取り扱いについては、案件ごとに条例化すること。

7. この条例を実践していくための取り組み

7-1:この条例には、小田原市の市民自治と協働を進化させていくための基本的指針が書かれています。したがって、市民、議会、行政は、この条例の趣旨の理解と周知のための具体的な取り組みを進めるとともに、この条例に書かれた趣旨の具体的な実践に努めます。

7-2:行政は、この条例の実践の状況を把握し、公表をすることとします。また、議会は、この条例の実践について検証を行います。

7-3:この条例は、小田原市の自治の発展、成熟、また社会情勢等にあわせて市民参加により見直しを行うものとします。

【説明】

<この章の考え方>

①7章は、次の考え方でまとめています。

・7-1 条例の理解・周知・実践

・7-2 条例の実践の状況の公表と検証

行政は、条例の実践の状況を把握して公表をすること。また、議会は、この条例の実践について検証を行うこと。

・7-3 条例の見直し

条例は、市民参加によって見直しが行われること。